

逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画

(2015年度～2022年度)

2019年3月 追補版

逗子市

目 次

第1章 計画の見直しにあたって

- 1 背景と趣旨 1
- 2 法改正の概要 2
- 3 本計画に追補する事項 3

第2章 施策の展開

- 取組① 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備 6
- 取組② 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動への支援 7
- 取組③ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 9

第3章 前期の取り組み報告

- (1) 住民活動のコーディネート 11
- (2) 福祉教育の充実 14
- (3) 高齢・障がい・子育て分野等におけるネットワークとの連携 17

- 資 料 18

第1章 計画の見直しにあたって

1 背景と趣旨

本市では2015年3月に、2022年度までの8年間を計画期間とする、「逗子市地域福祉計画」と逗子市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の計画である「逗子市地域福祉活動計画」との一体的な計画を策定し、市、社協、住民等がそれぞれの役割を担い、協力しながら地域福祉を推進しています。

一方、厚生労働省は、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、「地域共生社会（※）」の実現を基本コンセプトに、様々な改革を行っています。

社会福祉法においては、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指し、一部が改正され、2018年4月に施行されました。

また、介護保険法の改正や、生活困窮者への支援、成年後見制度の利用促進等の法律の創設など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

（参考：厚生労働省・「地域共生社会」を提案する背景

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>）

このような中、2018年度は「逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）の中間見直しを検討する時期となりましたが、本計画の見直しにかかる課題や方向性について懇話会等の意見を踏まえ検討した結果、“今回の法改正の趣旨と、本計画の理念や基本的な施策の方向性は、一致し推進しているもの”と整理した上で、法改正により取り組みを深化させる事項を追補することとしました。

※「地域共生社会」とは

「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会」のことをいいます。

2 法改正の概要

2018年4月に施行された社会福祉法の改正では、地域共生社会を実現するための項目が加えられました。

社会福祉法改正により新設された主な項目

1 地域福祉推進の理念を規定（第4条第2項）

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られること

2 市町村における包括的な支援体制づくり（第106条）

- ① 住民に身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制 → 取組①
- ② 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 → 取組②
- ③ 主に市町村のエリアにおいて、関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 → 取組③

3 地域福祉計画の充実（第107条）

市町村は地域福祉計画を策定するように努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、地域における福祉の上位計画として位置づけること

本市では、本計画の策定当初から、本計画を「他の福祉分野の個別計画を横断的にとらえた計画」として位置づけ、各分野と連携・協力し地域福祉の推進に取り組んでいます。

3 本計画に追補する事項

地域共生社会は、公的支援や福祉サービスに見られる「福祉は与えるもの」、「与えられるもの」といった『支え手側』または『支えられる側』に固定した関係ではなく、あらゆる住民が役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域社会と、「対象者ごとの福祉サービスを『縦割り』から『丸ごと』支援する制度」が必要とされています。

また、地域共生社会を実現するために必要な、包括的な支援体制の整備に係る市町村の取り組みとして、次のとおり掲げています。(法第 106 条)

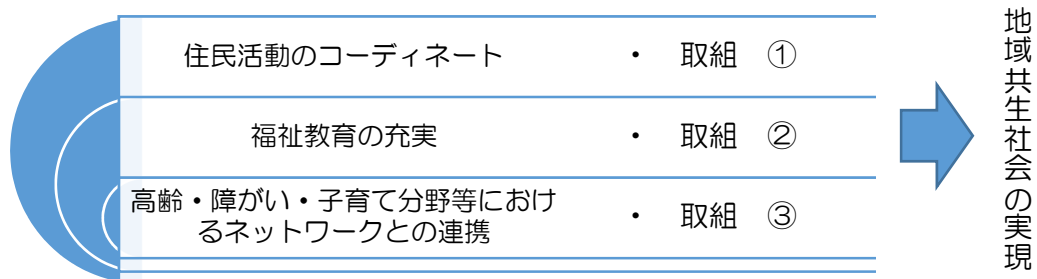
取組① 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備

取組② 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動への支援

取組③ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

本計画では、『「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち』の実現を理念に掲げ、「地域づくり」「人づくり」「環境づくり」の3つの基本目標と施策の方向性を柱に、取り組みの方針を示しています。

そこで、今回の法改正の趣旨を本計画の理念等に照らし、これらの取り組みを本編施策の「住民活動のコーディネート」、「福祉教育の充実」、「高齢・障がい・子育て分野等におけるネットワークとの連携」において推進すべき課題として捉え、必要な施策の展開を次章に追補します。



高齢化が進む本市では、地域コミュニティの中心となって活躍する「高齢者」に大いに期待しています。「人とのつながり」が健康と長寿の秘訣であることが様々なデータで示され、その重要性が叫ばれている昨今、「元気高齢者」を増やすためにも、高齢者の社会参加には特に力を入れてまいります。

本計画の理念と体系図

◆理念

すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

★体系図

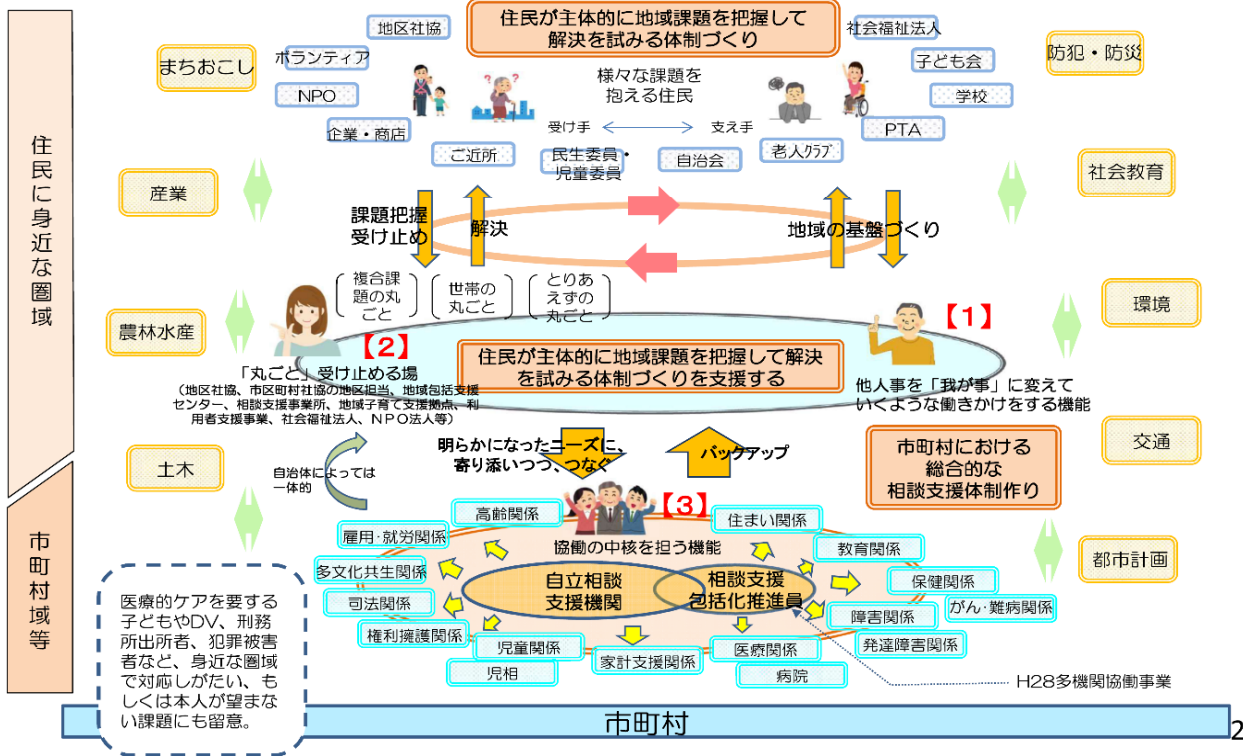
目標	施策の方向性（施策決定の考え方）	施策（取り組みの内容）
【第1節】 互いに支え合う 地域づくり	【第1項】 地域における支え合いのネットワークをつくります	地域安心生活サポート事業 （お互いさま活動）の推進 防災・防犯活動の推進
	【第2項】 小学校区ごとの地域活動体制をつくります	住民活動のコーディネート ★ 取組① 相談・援助の推進
【第2節】 互いに支え合う 人づくり	【第1項】 地域の福祉力をアップします	担い手の育成
		福祉教育の充実 ★ 取組②
【第3節】 互いに支え合う 環境づくり	【第1項】 専門機関との連携により 支援へつなげる仕組みをつくります	高齢・障がい・子育て分野等 におけるネットワークとの連携 ★ 取組③
		権利擁護の推進
		生活困窮者の自立支援

地域力強化検討会中間とりまとめの概要
～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

<p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢・人口減少 →地域の存続の危機 →人、モノ、お金、思いの循環が不可欠 ・課題の複合化・複雑化 ・社会的孤立・社会的排除 ・地域の福祉力の脆弱化 	<p>【進めている取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生・地域づくりの取組 ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援 	<p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりの3つの方向性→互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成 <ul style="list-style-type: none"> ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加 ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり ○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒くらしとしごとを「丸ごと」支える ○地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に
--	---	--

<p>1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」</p> <p>○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌 ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加 ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識 <p>○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民 ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならなくても声をあげることができないままにせざるを得ない ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等 <p>2. 市町村における包括的な相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応 ・多様・複合課題→福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要 ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す <p>○協働の中核を担う機能が必要【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、生活困窮に関する課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円) ※平成28年度に26自治体で実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。 	<p>3. 地域福祉計画等法令上の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載 ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ ○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象 ・支え手側と受け手側に分かれない(一億プラン) ○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討 <ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。
<p>4. 自治体等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき ○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法 ○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。 	<p>1</p>

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



第2章 施策の展開

取組①

地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備

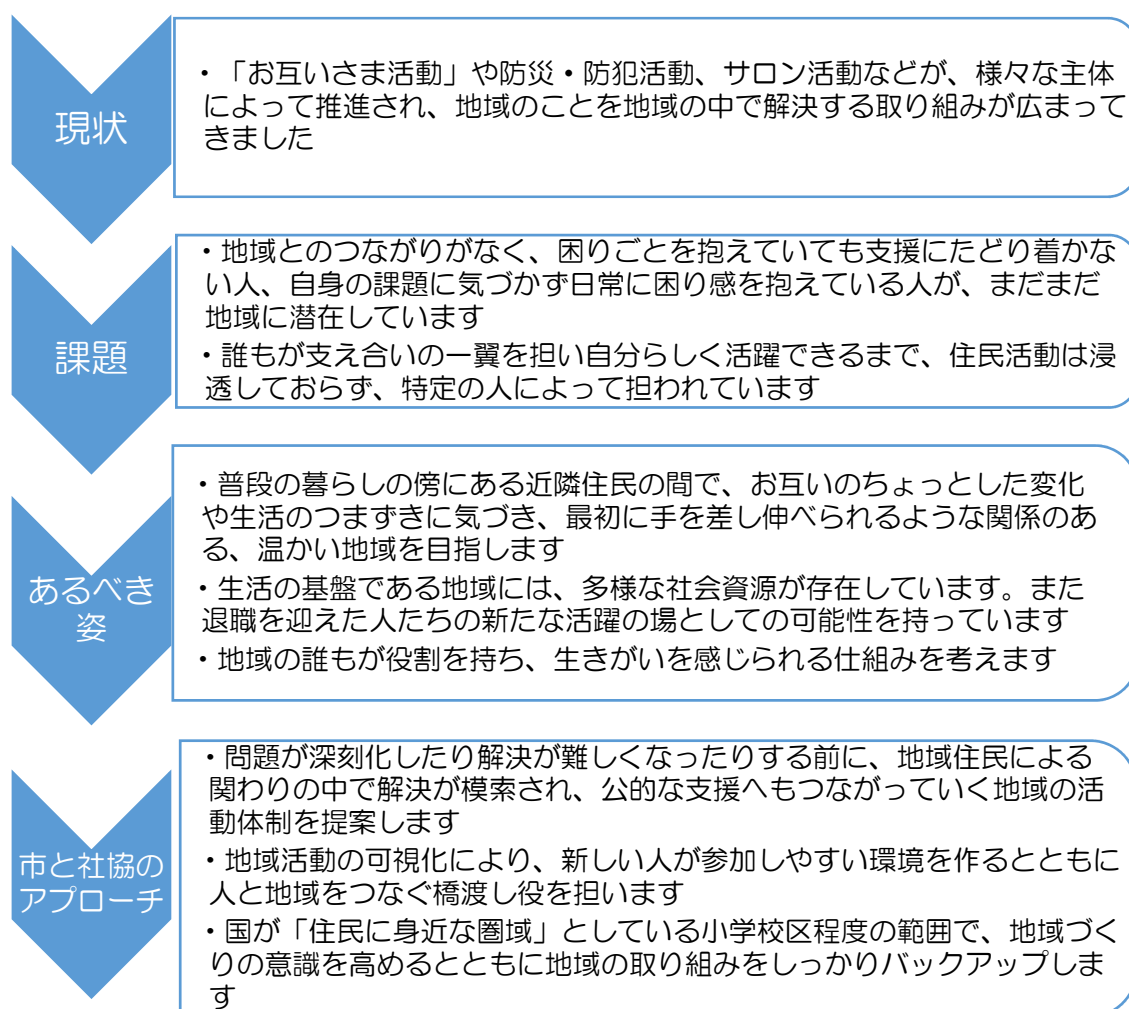
(本編 64 ページ)

第1節 互いに支え合う地域づくり

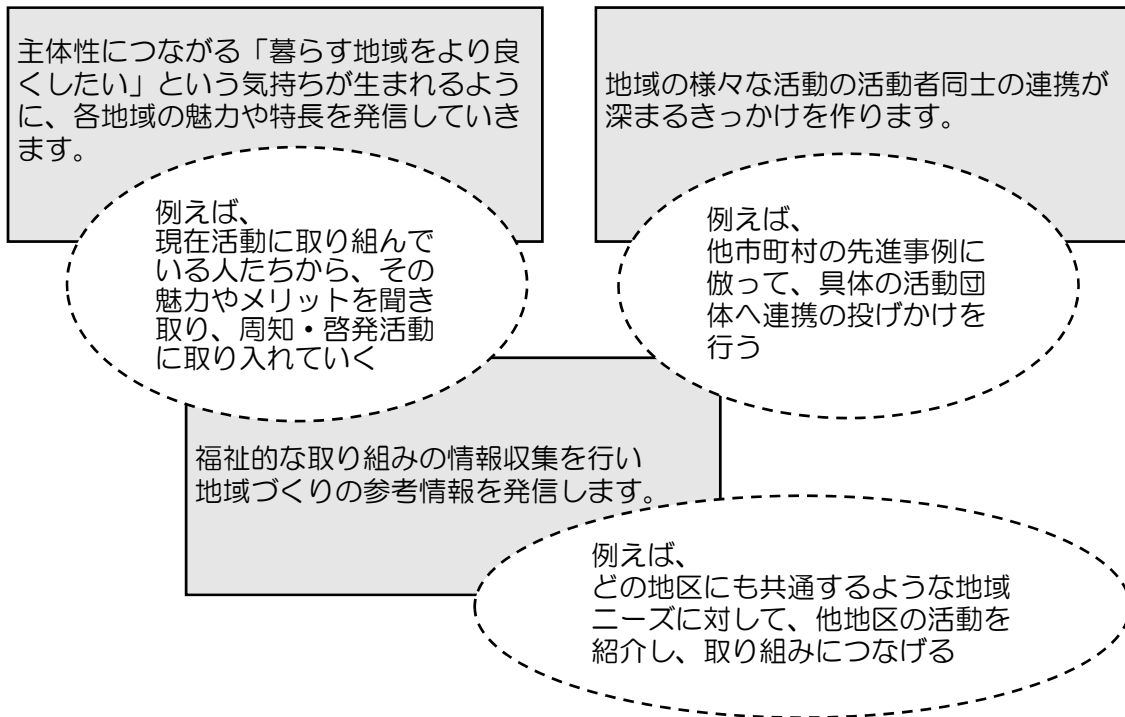
第2項 小学校区ごとの地域活動体制をつくります

(1) 住民活動のコーディネート

★施策の骨子



★これからの市と社協の取り組み



取組②

地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動への支援

(本編 75 ページ)

第2節 互いに支え合う人づくり

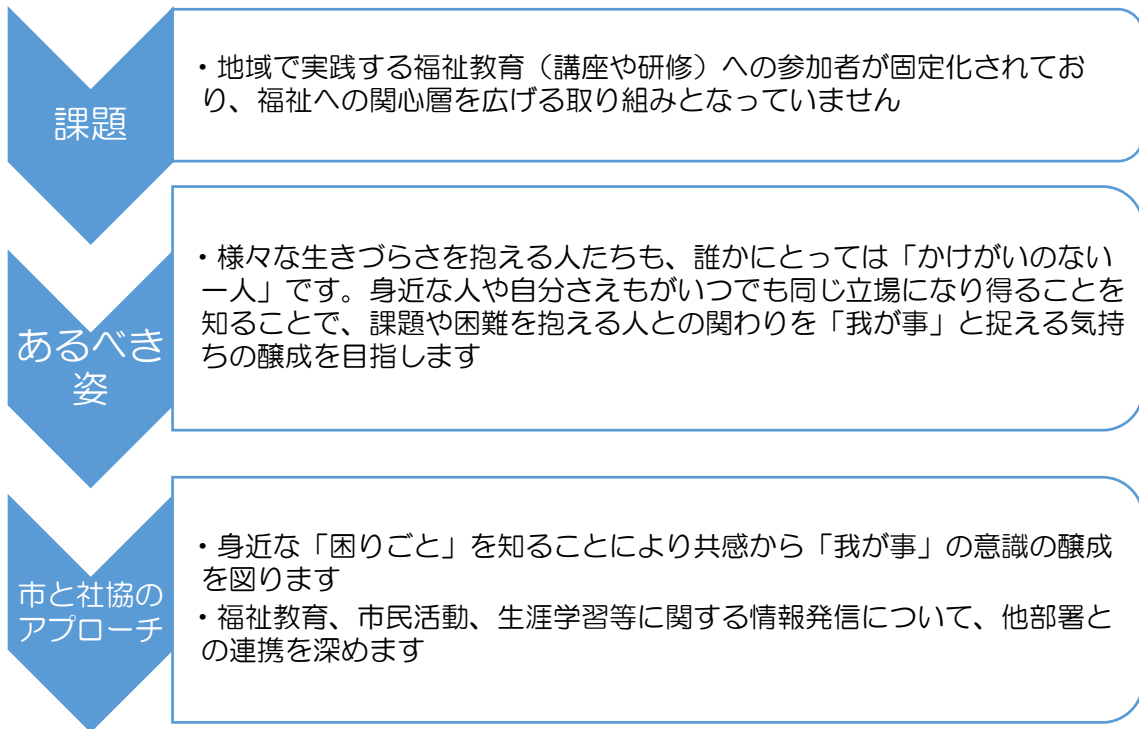
第1項 地域の福祉力をアップします

(2) 福祉教育の充実

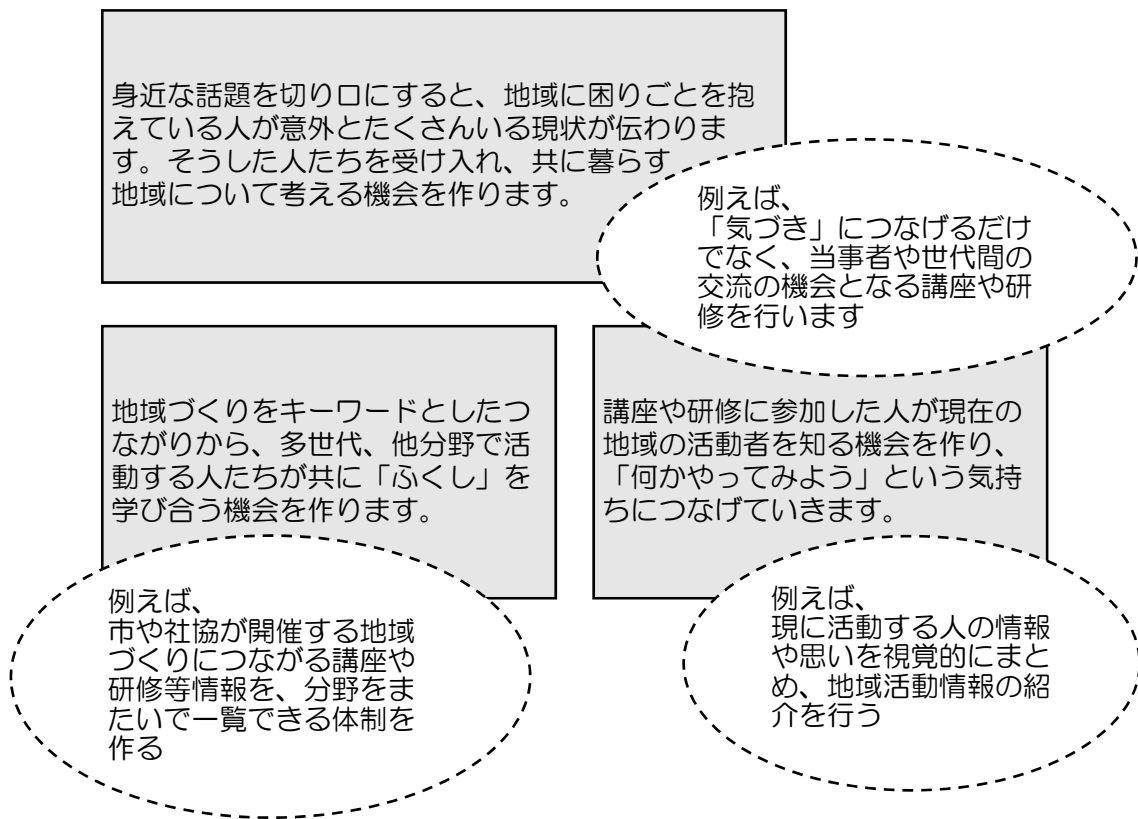
★施策の骨子

現状

- ・本市の福祉教育では、福祉（ふくし）を「**い**だんの**く**らしの**し**あわせ」と表しています。「自分や家族が暮らしたいと思う地域とは」を考えることから、誰もが安心して暮らせるまちづくりへ向けた意識の醸成を、福祉教育を通じて発信しています
- ・当事者理解や「ふくし」を考える各種テーマの講座を、児童・生徒を含む地域住民に向けて行ってきました



★これからの市と社協の取り組み



取組③

多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

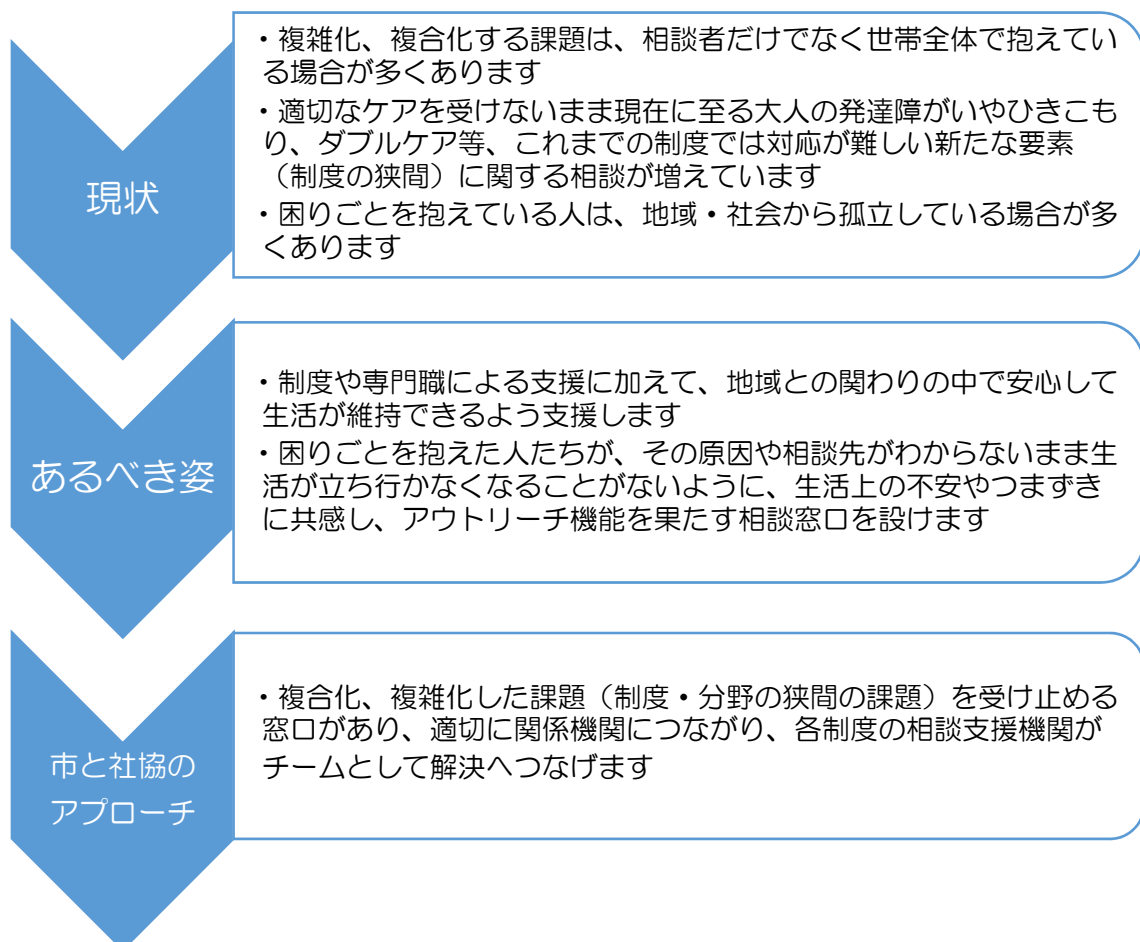
(本編 81 ページ)

第3節 互いに支え合う環境づくり

第1項 専門機関との連携により支援につながる仕組みをつくります

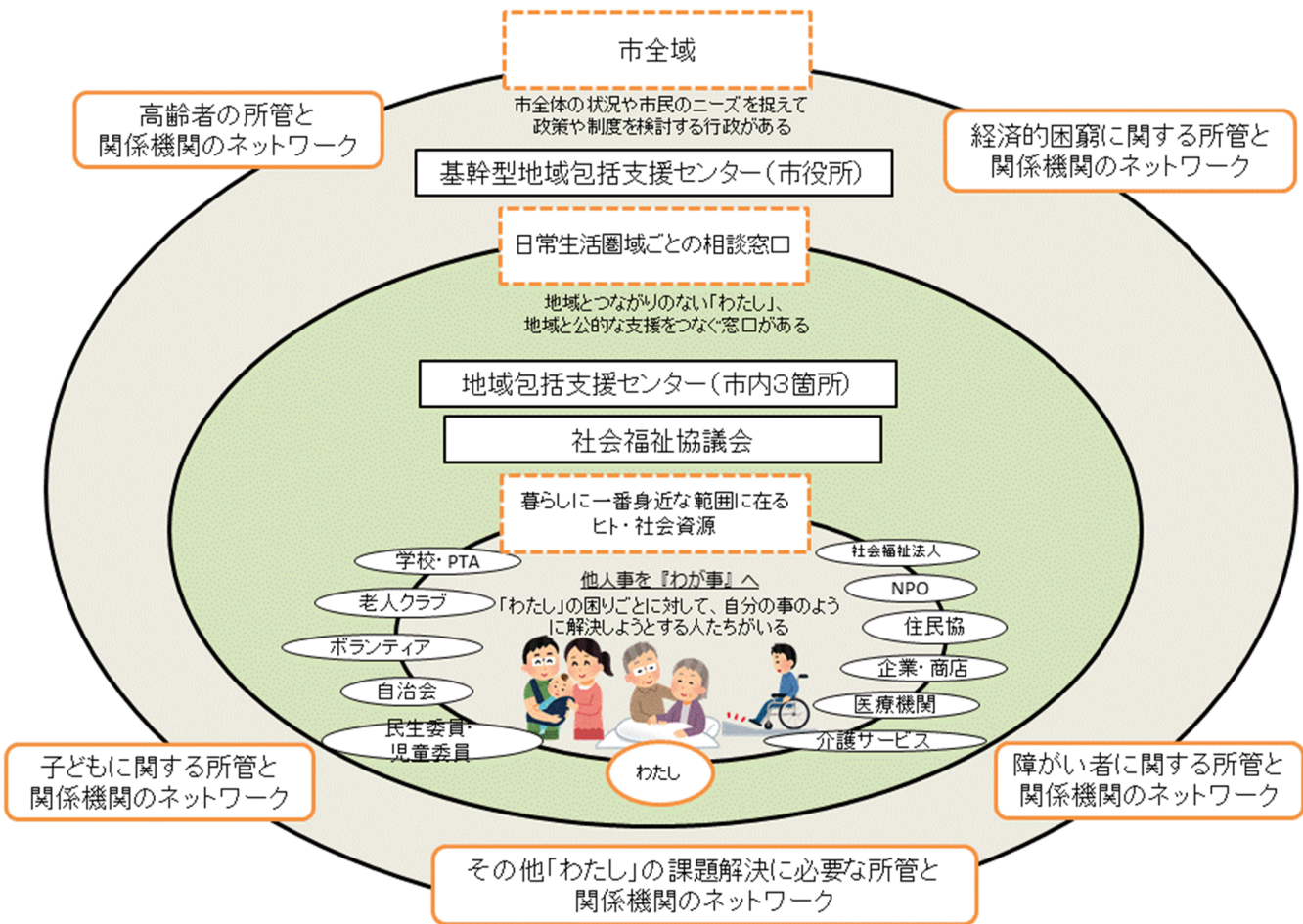
(3) 高齢・障がい・子育て分野等におけるネットワークとの連携

★施策の骨子



★これからの市と社協の取り組み

逗子市包括相談支援体制



今後「地域包括支援センター」は、高齢者に限らず、障がい、子ども・子育て、経済的困窮等、あらゆる課題に起因した困りごとの相談支援を担っていきます。

第3章 前期の取り組み報告

(1) 住民活動のコーディネート

① 地域における取り組みの広がり

《お互いさま活動》

本編 47 ページで紹介した様々な取り組みの中から、地域の状況やそれぞれのペースで取り組みが行われています。

《サロン活動》

計画策定当時は「顔の見える関係づくりの場」であったサロン。今では、地域包括支援センターと連携したり、高齢者出張相談等を行っているサロンもあります。

《住民自治協議会の福祉活動》

計画前期に市内4箇所住民自治協議会が立ち上がり、少しずつ取り組みが進められています。

日常生活の手助けが必要な人に気づいたら、近隣住民同士で協力し合い、支援の輪を広めていく仕組みづくりに取り組んでいる地区もあります。

《逗子まちの子保育プロジェクト》

「このまちの子どもをこのまちの人と育て合うこと」を目指して発足。市内2箇所未就園児の一時保育を実施しています。

担い手（預かる人）は、地域のお母さんたち。自然と地域の一員となり、「助け合い」の一翼を担う市民保育を目指しています。

《ずし子ども食堂》

設立の形や、「子ども食堂」「みんなの食堂」等の呼び名はそれぞれですが、お腹いっぱい食べられるように、一人で食べずに済むように、子育てママが息抜きできるように、そして何より、自分が暮らす地域の人との交流が生まれるように、といった様々な目的を持ち、市内5箇所で開催されています。

多世代にまたがる交流からは、豊かな人間関係が生み出されています。

《子ども食堂から広まった児童見守り隊》

市内の小学校の通学路上、小さな十字路で、一人の保護者が登下校の見守りを始めました。

それを「子ども食堂」でポツンと話したところ、「それは大変！」と賛同者が集まり、今ではシフトを組んで皆で交代で見守るようになりました。

地域の交流の中では、声を上げれば新たなネットワークが生まれる。そんなことを実感させられるエピソードです。

それぞれの活動者は、各々に「困っている人の力になりたい」という情熱、そして、「せっかくこの地域で暮らしているのだから」という地域への愛着を持って取り組んでくださっています。

②お互いさまサポーターチームの活動事例

地域での見守り活動

普段の散歩がてら、社協の情報誌を一人暮らし高齢者やちょっと気になるお宅へお届けする。



市・社協のバックアップ

ある日、見守り活動中に、いつもは毎朝ちゃんと開いている雨戸が閉まっているお宅に気づいたサポーター。「チャイムを鳴らしても出て来ない。心配だな。」ということで、社協へ連絡が入りました。

市と社協で該当者の情報を確認したところ、地域包括支援センターが現状を把握していることがわかりました。連絡をくれたサポーターには、心配要らないことを伝えました。

サポーター集会

サポーターチームの多くは、月に1回程度のサポーター集会を開き、見守り活動や普段の生活の中で気づいたことをサポーター同士で情報共有しています。

ニーズ対応活動（サポーター個別活動）

ひとり暮らし女性からサポーターリーダーのもとへ「電球を替えてほしい」と連絡が入りました。サポーターリーダーから連絡を受けた女性宅の一番近くに住むサポーターが支援を行いました。

市・社協のバックアップ

寄せられたニーズがサポーターだけでは対応できないこともあります。そのような時に相談を受け、支援を必要としている人、そして地域にとって、より良い善後策を考えます。

サロン開催

サロンは、今や市内で延べ年 1,000 人以上の方が足を運ぶ「地域の拠り所」となっています。

市・社協のバックアップ

どのサロンでも頭を悩ませているのが、その日のプログラム作り。市と社協では、「出前講座」の講師を派遣したり、主催者同士の交流・情報交換の場を企画したり、とサロン主催者の負担軽減に協力しています。

③住民活動のコーディネート事例

～障がいがある児童の登下校の付き添いを、地域で行うことになりました～

ある住民の困りごと

誰か、障がいがある児童の登下校の
付き添いを手伝ってくれないかな？
サービスも利用しているんだけど
それだけでは足りなくて・・・

相談支援事業所
支援員



社協

相談を受けた社協は、相談支援事業所とともに
児童が住む地域のサポーターや民生委員・児童
委員へ支援者を募ります。

地域のサポーター
民生委員・児童委員 など

その結果

「できる人ができる範囲で支援を
行っていこう！」という人たちが
たくさん集まりました。

そして、相談支援事業所の主導により、ニーズの詳細（登下校の付き添いが必要な日）と
支援を行う人たちの間の調整が図られ、実際の活動が始まりました。

社協が相談支援事業所と支援を行う人とのコーディネート（毎月の予定表作成や、欠席
等により支援が必要なくなった時の連絡等）をしながら、支援が続けられています。

(2) 福祉教育の充実

①福祉教育でめざすもの

福祉教育の目的は、「今、この同じ空間に生きている様々な人たちの存在を知り、そうした人々とともに生きていくための知恵と力を身につけていくこと」です。そして、逗子市では、そのために必要な福祉教育を「『体験』ではなく『実感』」であると考えています。「実感の中から課題の気づきが生まれ、具体的な地域への取り組みへと広がっていく」、そうした期待と自信を持って、福祉教育の実践を行っています。

「ふだんのくらしのしあわせ」が「ふくし」であり、福祉は援助を必要とする弱い立場の人のため概念ではない。誰もが有するあたりまえの暮らしを受ける権利（ノーマライゼーション）の実現へ向けた意識が醸成されること、また、実現へ向けて「知恵を出し、汗をかく」ことが「福祉」であるということは今後も根気強く発信していきたいと考えています。

②福祉教育の実践

① 小学生へ向けて

4年生を中心に、視覚障がい者との触れ合いから、自分と同じようにその人にも得意なこと苦手なことがあり、地域で暮らす一人として自分の生活にどう関わっているか、について考える学習を行っています。生徒の興味や関心に応じて、聴覚障がいや知的障がい、当事者や地域をサポートするボランティア活動にも学びを広げています。

②中学生へ向けて

1、3年生に対して、外からわかりにくい様々な困りごとを抱えた人々（発達障がい、認知症、LGBT等）の生活のしづらさへの理解と、自分や身近な人とそのような人との接点を考える学習を展開しています。困りごとへの対応や自分自身が困ったときの SOS 発信についても考えます。

逗子の福祉教育

③学校教員へ向けて

毎年福祉教育セミナーを開催し、学校関係者と地域住民等が共に福祉への学びを深めています。地域と学校が連動して、子どもの育ちや地域活動と福祉の関連を話し合い、その後の活動につなげています。

④地域へ向けて

どの地域にもいるだろう生活に困りごとを抱えた人に対して、まず地域で支援の手を差し伸べることの大切さやそのきっかけづくりを考えるための講座や研修を展開してきました。

また、災害時のボランティア活動について学び考えたり実際に訓練を行ってみたりといった機会を設けてきました。

③実践の現場から

I. 中学校での「こころプロジェクト」活動「こころの授業」



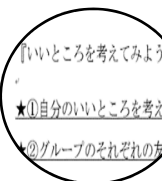
全体講話

様々な生きづらさを抱えた人たちの存在を知るとともに、そうした人たちの思いから共に生きる視点を学びます



クラスワーク

「生きづらさ」の疑似体験や冰山モデルの説明を通じて、当事者の気持ちを考えます



ワークショップ

友だち同士で「いいところ探し」を行い、自己肯定感醸成の働きかけと、自分と他者の違いを受け入れる体験をします

II. 第15回福祉教育セミナー

「地域共生の文化づくりに向けて～まなび・つながり・しくみの視点から～」

パネルトーク

参加者数

71名

- ・道で出会った視覚障害の「おっちゃん」との交流を書いた作文で福祉作文コンクール最優秀賞を受賞した学生を招き、おっちゃんとの交流に至った心境等を聞き、参加者にははじめの一歩を踏み出す勇気を与えてもらいました
- ・市内で「海のじどうかん」を開催する法人スタッフを招き、「子どもの遊び場がなくなった」という問題意識を活動につなげる原動力と方法について話してもらいました
- ・久木住民自治協議会ふれあい部会の方を招き、地域住民の多様なニーズや困りごとに向き合う地域づくりの過程を発表してもらいました



基調講演



- 毎年、日本福祉大学の原田正樹先生に福祉の理念や地域共生社会の意味や目指されることになった背景について、ご講演いただいています

グループワーク

- パネルトークと基調講演を終えての感想や活動への意気込み等を参加者同士で語り合い、交流を深めました



④参加者の声

- 自分にとって遠い存在だと思っていた障がい者が、身近なことと感じたし、それを配慮していくべきだと学んだ。
(平成 29 年度「こころの授業」より・中学生・男性)
- 地域での頑張りが伝わってきた。受け身ではなく自主的活動の中での気づきが活動へのエネルギーになっている。(平成 30 年度「福祉教育セミナー」より・男性)
- 福祉教育の考え方を学習する必要があるのは教員(特に若者や中堅教員)だなと感じました。そうすれば、学校で行っている企画や行事に更なる深まりが出ると思いました。
(平成 30 年度「福祉教育セミナー」より・教員)
- 福祉分野の知識がなく少し難しかったが、問題が起きる前に把握・解決していくことの大切さが伝わってきました。(平成 30 年度「地域共生社会の実現に向けて」より・行政職員)

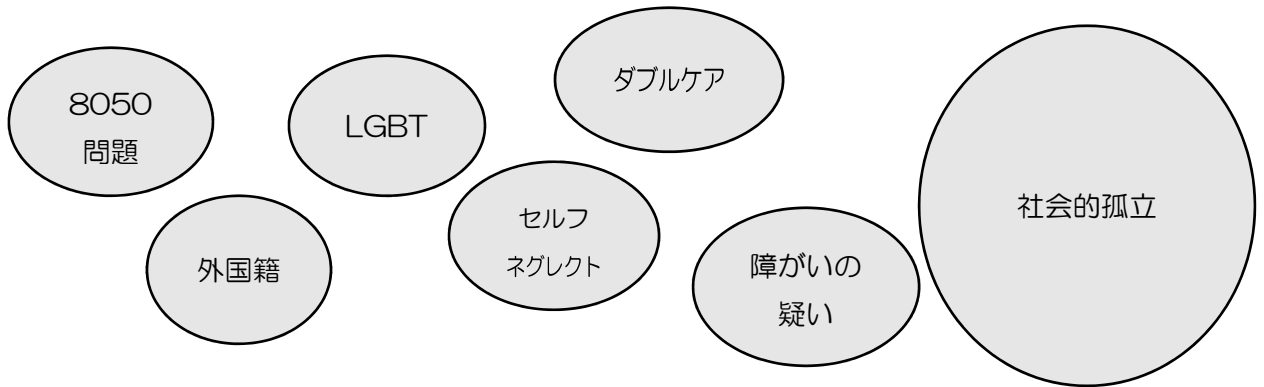
⑤福祉教育・わたしの実感



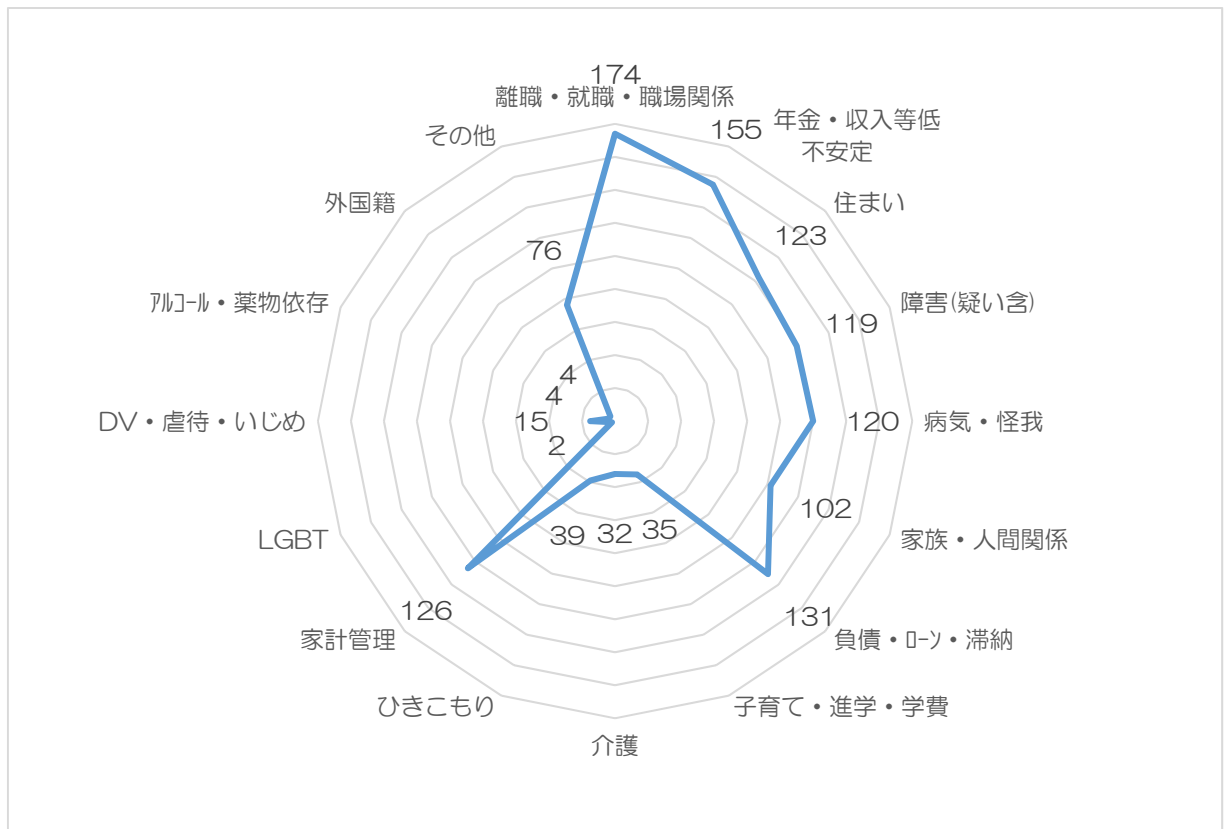
2018年、小学校での実践で、視覚障がいを抱える「当事者」としてご協力くださった荒木さんは、「信号待ちをしていると必ず声がかかる・・・一緒に渡りましょう、と。小学生からもそのお母さんからも声がかかる」と話し、続けて、「福祉教育が子どもの中で何かを芽生えさせ、突き動かしている。それは保護者を巻き込む大きなうねりとなっている。」と私たちに語ってくださいました。

(3) 高齢・障がい・子育て分野等におけるネットワークとの連携

①複合化・複雑化した課題の例



②逗子市自立相談支援機関で受け付けた課題



(2015年4月～2018年12月)

※相談者から訴えのあった課題の総数であり、一人の相談者から複数の課題が挙げられている場合が含まれる。

資料

関係法令（下線部が改正箇所）

社会福祉法（関連箇所のみ抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の予防をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

改正前（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第6条 （略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。（新設）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

(2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する

事業

(3) 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。(新設)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

改正前 (市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画
(2015年度～2022年度)
2019年3月 追補版

担当 逗子市福祉部社会福祉課
社会福祉法人逗子市社会福祉協議会